

さいたま市告示第657号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

岩槻駅東西自由通路デジタルサイネージ設置業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和7年4月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

岩槻駅東西自由通路デジタルサイネージ設置業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区本町1-1-1

(3) 業務概要

岩槻駅周辺地区は、本市の副都心と位置付けられており、文化・交流機能の充実による特色ある拠点形成を図る地区と位置付けられている。現在、城下町としての歴史や人形のまちとしての伝統などの観光資源を生かして、さいたま観光国際協会及び岩槻駅観光案内所と連携しながら効果的な情報発信と回遊を促進しているが、今後のデジタル化社会に対応するために、デジタルサイネージを活用しながら更なる観光客等の利便性・回遊性の向上を図るもの。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は10,805,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、「令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）」に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。
- (7) 国又は地方公共団体と令和２年度以降に一契約で、『デジタルサイネージ設置業務』を元請で契約し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p120342.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和７年５月１４日（水）午後４時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次により参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書及び業務経歴書 各１部

(2) 提出期間

本招請日から令和７年４月２５日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで）

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

さいたま市岩槻区役所区民生活部観光経済室

メールアドレス kanko-keizai-iwatsuki@city.saitama.lg.jp

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和７年４月２５日（金）午後４時まで

(2) 受付方法

ア 電子メール

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

さいたま市岩槻区役所区民生活部観光経済室 電話０４８（７９０）０１１８

メールアドレスは４(4)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和７年４月３０日（水）までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

公表場所は3(1)に同じ

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書等一式（詳細は実施要領による）

(2) 提出期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月14日（水）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市岩槻区本町3-2-5 （ワッツ東館4階）

さいたま市岩槻区役所区民生活部観光経済室

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留や特定記録等により配達されたことが証明できる方法）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 提出書類に虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

カ 提出期限までに提出されなかった企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、岩槻駅東西自由通路デジタルサイネージ設置業務事業者選定委員会においてプレゼンテーション審査を実施し決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市岩槻区本町3-2-5 （ワッツ東館4階）

さいたま市岩槻区役所区民生活部観光経済室

電話 048（790）0118 FAX 048（790）0260